

不登校対応資料 Vol. 4

ストップ・ザ・不登校 手をたずさえて

～震災後の不登校対策の改善～



- ◇ はじめに…
- ◇ 本県の不登校の状況について
- ◇ 学校における不登校への対応
 - No. 1 学校のビジョンの明確化と管理職のリーダーシップ
 - No. 2 学級担任の役割と担任を支える校内支援体制づくり
 - No. 3 児童生徒の欠席への敏感な対応
 - No. 4 児童生徒の変化・サインへの気付きと的確なアセスメント
 - No. 5 コーディネーター役の教員の明確化と積極的な働き
 - No. 6 不登校対策委員会等による組織的な対応
 - No. 7 児童生徒の実態に応じた段階的な指導・支援
 - No. 8 養護教諭の専門性を生かした不登校への対応
 - No. 9 スクールカウンセラーの効果的な活用
 - No. 10 スクールソーシャルワーカーの効果的な活用
 - No. 11 きめ細かな対応による家庭との連携
 - No. 12 関係機関とのより機能的な連携
 - No. 13 不登校児童生徒の増加が予想される時期における重点的な対応
 - No. 14 中1ギャップ解消に向けた小・中連携、小・小連携
 - No. 15 児童生徒が登校したくなる魅力ある学校づくり

- 【参考資料】① 個別支援シート
② 不登校生徒支援計画書
③ カレンダー形式の指導支援計画
④ 個別対応一覧表

- ◇ おわりに…



平成26年1月
福島県教育委員会



◆ はじめに…

それぞれの立場で出来ること ~ある学校訪問から~

中学生のA子は3人家族、おばあちゃんは遠方で暮らしています。
お父さんは小学校の時、事故で亡くなりました。
お母さんは一人で子どもを育てなくてはならなくなりました。
経済的にも家族を支えなくてはならないお母さんは、精神的にも追い詰められてきました。
少しづつ職場の遅刻や欠勤が増え始め、とうとう仕事を辞めてしまいました。
やがて、経済状態が悪くなる中、母親は子育てにも自信を無くしていきました。
丁度その頃、A子の遅刻や欠席が目立ちはじめました。
はじめは、遅刻や欠席の連絡がお母さんからありました、いつしかそれも無くなりました。
担任は家庭訪問を繰り返し、A子を励ましてきましたが、
お母さんに会うことができないこともありました。
母親もA子自身も暗闇の中で、出口が見えない不安定な生活が続きました。
「A子のために、どうすれば・・・。」
学校では福祉的な協力を含めて関係機関と連携して支援に当たれるように、
教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の派遣を
依頼しました。
家庭環境の改善のため、情報を共有しながら、それぞれの立場でどんな支援ができるかを
関係機関が集まり検討を進めました。
また、校内の研修会では、現在のA子の状況を全職員が理解し、
どのような方向で支援に当たるかをスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の助言のもと
検討を進め、様々な人たちが、それぞれの立場でA子に関わりはじめました。
そのような関わりの中で、A子の気持ちにも少しづつ変化が見え始めました。
部分登校で学校に来た際に見せる「笑顔」が日に日に多くなってきました。

この話は、県内の学校へ不登校対策支援訪問をした際、SSWから聞いた事例です。まわりの人々から温かく支えられてきたA子が、「がんばってみよう」という気持ちを持ちはじめたのだと思います。このSSWは、「支援者同士が共通の認識を持って、目的を明確にした役割分担や行動、分析や評価を関係者同士で行っていくことが不登校への対応の一つの方策となるのでは」と付け加えました。

最後にSSWは、A子が変容した要因について、次の点をあげられました。

- SSWを中心とし、児童相談所や役所の子ども課などの関係機関との連携により、家庭への支援がなされ、家庭環境の改善が図られたこと。
- 校内研修会において全職員で情報を共有し、それぞれの立場からどのような支援ができるかを考え、A子の自尊心を高めるような関わりができたこと。
- 校長や養護教諭、SC等が担任を支え、常にチームでA子に対応できる仕組みづくりができていたこと。
- A子の登校意欲にあわせ、部分登校への支援などきめ細かな対応ができたこと。
- 人任せにせず、それぞれの立場でできることを考え取り組めたこと。



今回の不登校対策支援訪問において、複雑化する不登校の事案に対して、それぞれの立場にいる大人が役割分担を明確にし、きめ細かに児童生徒への指導・支援に当たっていることがとても印象的でした。そして、学校とSC、SSW等が協力し、関係機関と連携する中で、支援者同士が共通の認識を持ち、児童生徒の立場に立った支援を継続的に行っていることを実感することができました。また、教育委員会の積極的なコーディネートにより、適応指導教室との連携がより一層図られている事例も見られています。

◆ 県教育委員会では、「不登校対策推進事業」として、実態調査から県内の不登校の状況を把握し、各学校における不登校児童生徒への段階的な対応や不登校の未然防止についての方策等について検討し、各学校等への働きかけを行ってきました。その中で、不登校対策支援訪問等により、平成19年度から25年度の7年間で、延べ190校の学校や適応指導教室等の関係機関における不登校の現状や取組等を聞くことができました。それらの成果を踏まえ、「不登校対応資料Vol.1 ストップ・ザ・不登校 不登校への対応について、Vol.2 不登校対策ポイント7、Vol.3 不登校対策の見直しと改善」を作成し、有効な事例や特色ある取組等について紹介してきました。

この不登校対応資料Vol.4では、不登校対策の基本的な考え方及び14項目の対応に加え、複雑化する不登校に対応するためSSWとの連携の項目を追加しました。各学校の取組において参考にしてください。福島県の児童生徒一人一人が明るい学校生活を送り、すこやかに成長していくことを願ってやみません。

本県の不登校の状況について

～文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より～

■ 県内公立小・中学校における不登校児童生徒数の推移（平成20～24年度）

校種 年度	小学校				中学校				全 体		
	不登校児童数	不登校児童の割合	復帰者数	復帰率%	不登校生徒数	不登校生徒の割合	復帰者数	復帰率%	不登校児童生徒数	復帰者数	復帰率%
20	238	0.198	77	32.4	1,495	2.347	478	32.0	1,733	555	32.0
21	249	0.211	61	24.5	1,434	2.289	391	27.3	1,683	452	26.9
22	231	0.199	45	19.5	1,330	2.189	412	31.0	1,561	457	29.3
23	209	0.195	74	35.4	1,272	2.185	404	31.8	1,481	478	32.3
24	202	0.198	63	31.2	1,352	2.347	474	35.1	1,554	537	34.6

※ 不登校児童生徒の割合は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合

※ 復帰率とは、不登校児童生徒のうち学校に復帰することができた児童生徒の割合

- 不登校児童生徒数は、平成18年度から減少傾向が続いているが、震災を経て、今後の変化に注視していく必要がある。震災直後の平成23年度は、引き続き減少していたが、平成24年度には増加に転じた。
- 平成23・24年度と2年連続で小・中学校全体の不登校児童生徒の復帰率は、震災前より高くなっている。各学校で不登校対策に組織をあげて取組み、効果を上げてきているととらえられる。
- 中学校1年生の不登校生徒数が、前年度（平成23年度）の小学校6年生の約4倍になっている。（前年度は約3.8倍）
- 不登校になったきっかけと考えられる要因については、複合化や多様化の傾向が見られる。また、地域や学校によって違いはあるが、「無気力」（約20%）、「不安など情緒的混乱」（約20%）等が増加している。続いて「友人関係をめぐる問題」（約10%）、「学業不振」（約6%）となっている。
- 「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置は次のとおりである。（小・中学校共通で多かった対応）

- ◆ SC、相談員等が専門的に相談に当たった。
- ◆ 家庭訪問において、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。
- ◆ 保健室等特別の場所に登校させて指導に当たった。
- ◆ 登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりなどした。

その他、「不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教職員の共通理解を図った。」ことも多く挙げられ、SCやSSWを含めた校内の支援体制を整え、組織的に取り組むことが改善に効果的であったこともうかがえる。

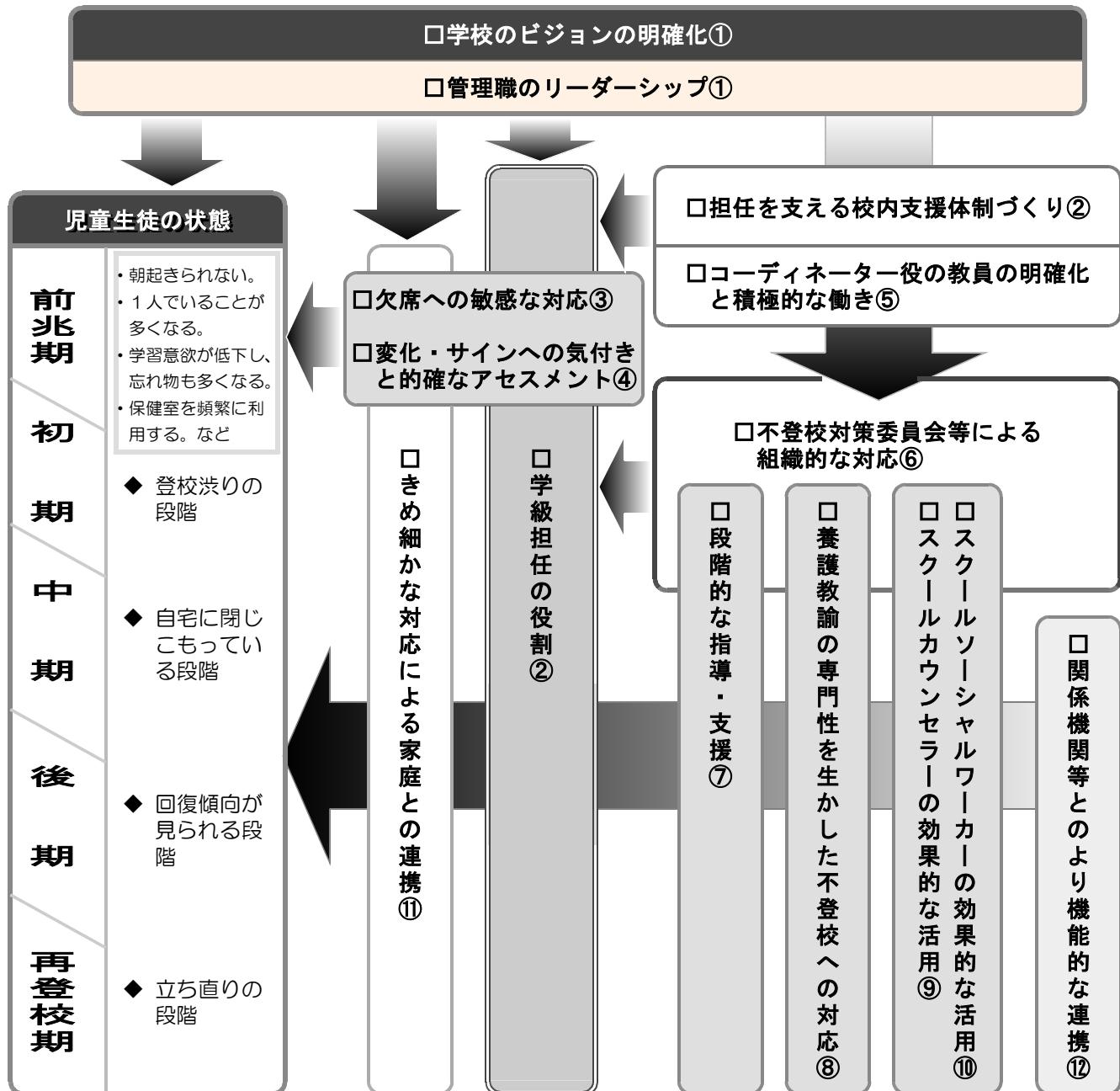
◇ 今年度の支援訪問等で、家庭的な問題により不登校になっている中で、学校だけでの対応に苦慮し、福祉的なアプローチを必要としている事例、以前なら容易に乗り越えられたであろうと思われる壁（困難）に直面したことをきっかけに不登校に陥ってしまう事例が多く聞かれた。

県内では、震災直後に減少した児童生徒数が増加傾向にあります。その中には転校を繰り返したり、家庭環境の変化を経験したりした児童生徒が多数います。震災から間もなく3年を迎えますが、これからどのような変化があるか、常に危機感を持って取り組むことが重要です。そのため、統計に表れていない部分や読み取れない部分をしっかりと見定めていくこと、不登校対策には総合的な生徒指導対策を講じていくことがポイントであると考えています。

学校における不登校への対応

不登校対応の基本的な視点

- ◇ 将来の社会的自立に向けた支援
- ◇ 不登校の要因を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク
- ◇ すべての児童生徒にとっての居場所となる学校
- ◇ 児童生徒や保護者との関係を構築しつつ、適切な働きかけや関わりを重視
- ◇ 保護者を支え、家庭の教育力の充実
- ◇ 不登校とならないための魅力ある学校づくり



教職員の日常的な児童生徒との関わりや授業等において、児童生徒の実態・現状に即した創意工夫のある取組を行うことにより、自己有用感・自己存在感・自己肯定感を体得させる。

不登校児童生徒の増加が予想される時期における重点的な対応⑬

中1ギャップ解消に向けた小・中連携、小・小連携⑭

※ 図中①～⑯は、次頁以降の「学校における不登校への対応」のNo.1～No.15に対応している。

学校のビジョンの明確化と管理職のリーダーシップ

■ 学校の理念・
ビジョンの明確化

マークは、実践
事例を示している。

- 不登校対策を「学校の重要課題」の一つに掲げ、学校ぐるみで取り組んでいる学校が増えている。不登校対策は、いじめ防止対策や、特別支援教育とも関連させ、**生徒指導の総合的な対策**としてとらえることができる。

- ◆ A小学校では、不登校対策を最大の教育課題と位置付け、全教職員で組織的に取り組んでいる。管理職が「**友人関係やいじめが原因の不登校児童だけは絶対に出さない**」という強い決意をもって生徒指導に取り組んでいるのも印象的であった。
- ◆ B中学校では、学級担任の学級経営の力量を高め、学級づくりに力を入れるという校長の方針が、廊下の掲示物等の環境整備、昇降口の整頓状況、休憩時間の生徒の様子（気持ちのよいあいさつができる）から、教職員によって徹底されていることが分かった。不登校対策の基盤となるところである。

■ 細やかな実態把握

- 校長が児童生徒の実態を細やかに把握することが、学級担任への適切なアドバイスを可能にする。**保護者との関わりにおいても、校長が児童生徒のことを細かなところまで知っていて支えてくれていると感じることができたら、家庭との連携はうまく機能していくと考えられる。校長、教頭が児童生徒や家庭の状況等をつぶさに把握している学校は、適切な取組がなされているケースが多い。

■ 教員への動機付け

- 校長が教職員を支えてくれると感じているとき、教職員は自信をもって児童生徒や保護者と関わることができる。校長の役割で重要なことは、**教職員にやる気と自信を与えること**である。

- ◆ 不登校児童生徒が出現すると、担任だけが責任を感じてしまうケースが多い。決してそうではなく、学校にはできる部分とできない部分がある。担任に対する指導に当たっては、様々な児童生徒に対応できる引き出しをきちんとつこと、日常的なつながりが一番深いのは担任であり、自信をもって取り組むことを常に話しているという校長や、「不登校児童生徒を自分一人で抱え込んだり、大きな責任を感じたりする必要はない。みんなで対応しよう。」といったさりげない声かけを行っている校長もいる。

■ 管理職の行動力・
実践的指導力

- 校長、教頭が不登校児童生徒の家庭を訪問する事例もたくさんある。児童生徒や保護者に「校長（教頭）先生が心配して、わざわざ来てくれた。」ということを感じさせることは、今後の関わりにおいて重要な意味をもつことになる。児童生徒や保護者にとって「**顔の見える校長・教頭**」であることは大切なことである。
- 関係機関と連携を図る際、関係機関と学校との信頼関係がないところで、協力を依頼してもなかなか学校が期待する取組等をしてもらえないのが現状である。そのため、問題の発生時のみならず、管理職が定期的に関係機関に足を運び、学校の現状を伝えておく等の**日ごろの働きかけ**により、信頼関係を築いておくことが大切である。
- 校長自身が問題解決に向けた実践事例を多くもっており、それを教職員に対し、タイミングで助言している学校もある。管理職が自ら**実践的指導力**をもち、具体的な指導・支援等ができるようにすることも大切である。

学級担任の役割と担任を支える校内支援体制づくり

児童生徒との
触れ合いを通して
人間関係づくり

- 児童生徒との人間関係づくりについては、児童生徒と触れ合う時間を確保し、観察や声かけを行っていく中で醸成されていくものである。

- ◆ チェックシートや児童生徒名簿等を準備し、1日の終わりに言葉かけした児童生徒に〇印を付けるとともに、言葉かけをすべき児童生徒を明確にし、翌日意図的に語りかけるなど、児童生徒との日常的な触れ合いを重視した取組を行っている学校がある。
- ◆ 生徒が1日の出来事や自分の思いなどを記入し、毎日学級担任に提出する「生活ノート」等に、担任が丁寧にコメントを記入し返してやるなど、多くの中学校で実施している対話ノートを活用し、生徒の変化等をとらえ、問題行動等の未然防止に結び付けている学校がある。

学級づくりと
支援体制の構築

- 学級は、児童生徒によって自主的に選択された集団ではないということを認識しなければならない。未知の集団に対する期待と不安が入り混じる出会いの中で、安心した居場所として心の拠り所となっていく、よりよい学級集団の構築が何よりも大切である。

生徒指導を着実に進める上での基盤は学級であり、規範意識を育成するために、必要な場面では毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見つけようとする児童生徒を育成するなど、支持的な学級風土づくりに努め、学級を一人一人の児童生徒の存在感を実感できる場としてつくりあげることが望まれる。

- ◆ 特に小学校の場合、問題を学級担任一人で抱え込んでしまう傾向がある。それを解消するために、次のような取組により、学級担任を支える校内支援体制の構築を図っている学校がある。
- 欠席した児童への対応の基本線を定め、全教職員で共通理解・共通実践する。
たった1日だけでも、欠席は児童に翌日の“登校しづらさ”をもたらすという意識をもつとともに、翌日の授業予定や配付物はその日のうちに必ず届くようにする。
- 各学級の欠席状況を全教職員で把握する。
欠席状況の報告を職員打合せ等に毎回位置付けたり、欠席者を記入する小黒板を職員室に設置し、ひと目で分かるようにしたりする。
- 学年内での連携強化を図る。
1か月累計3日の欠席で学年会議による協議を行うなど、まずは学年内で常に情報を共有化し、支え合う。

教員の資質の向上

- 教職員は、児童生徒理解や個々の児童生徒への対応に関する資質の向上ばかりでなく、学級や学年運営等の望ましい集団の育成に関わる資質や能力を身に付けることも重要である。特に不登校対策の場合、不登校児童生徒に関する事例研究やSCによるコンサルテーションなどを重ねていくこと自体が重要な研修の一つになる。

また、特別支援教育に関する正しい知識と理解も必要なことから、教育委員会や教育事務所の担当指導主事等を招いて校内研修を実施することも有効である。

児童生徒の欠席への敏感な対応

■ 欠席状況の的確な把握

- 毎日、担任や担当から提出される欠席・遅刻状況を、養護教諭等が集約し、管理職、生徒指導主事、教育相談主任等が把握し、各学年担当教師との連携の中で、時機を逸しない対応ができるような体制をつくることが大切である。

- ◆ C中学校では、1か月累積で5日以上欠席した**生徒の一覧表**を作成し、全教職員に配付している。この一覧表は、不登校生徒の状況等や不登校傾向をもつ生徒の把握にも役立っている。
- ◆ D中学校では、不登校生徒だけでなく、休みがちな生徒や気になる生徒もリストアップした一覧表を活用している。備考欄に状況等を簡単にまとめたり、状況等に応じて色分けし、カラー印刷したりして教職員に配付している。

■ 「欠席1日」での電話による対応

- 欠席を単なる欠席ととらえず、**欠席の裏に「何かあるのではないか」と意識**して対応する。そのために、欠席の連絡があっても学級担任は夕方に家庭へ**電話連絡**し、本人、保護者と話をする。児童生徒は、担任が自分を心配してくれていることを実感する。本人と話せなくても、保護者を通して担任の言葉を伝える。担任の温かい思いを**家庭に伝える**ことが、安心感や担任への信頼感をもたらすことになる。このように、ちょっとしたことから、児童生徒と担任との信頼関係を強めていくことが、不登校の未然防止につながる。

■ 「欠席2～3日」での家庭訪問による対応

- 2～3日連続欠席が続いた場合は迷わず**家庭訪問**を実施する。よほど重い疾患でない限り、3日以上連続して欠席することは、今後の頻繁な欠席や、先々の長期欠席に繋がる可能性があるものと受け止める必要がある。3日続けて休まないよう、欠席2日目での家庭訪問には大きな意味がある。
- 児童生徒の欠席への初期対応において、学級担任として次の点を心がけていきたい。
 - ① 自分一人で解決しようとせず、必ず周囲に相談し、支援を受ける。
 - ② 一つの方法論や偏った考え方等に固執しない。
 - ③ 教職員としての自分の資質や能力を否定しない。（学校において日常的なつながりが一番あるのは担任であるという自信をもって取り組む。）
 - ④ 自分の心身の負担感等を保護者に対して口にしない。など

■ 迅速かつ組織的な対応

- 不登校の兆候が現れた時点で、学級担任は関係教職員に状況を必ず伝える。さらに、SC等の専門家を交えた複数の目で、当該児童生徒の状態の見極めと対応の方針・方法を検討するなど、早め早めに関係者間で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。

- ◆ E中学校では、SCとの連携を図りながら、不登校になる前の段階での対応を強化し、特に休みがちな生徒をもつ保護者へのカウンセリングを重点的に行っている。これによって新たな不登校生徒の出現がおさえられている。

■ 2つの「予防」を使い分ける

問題を防ぎたい、起きないようにしたいという場合には、以下の2種類の予防があることを知り、目的に応じて使い分けることが大切です。

- ① 「治療的予防」：問題に対する専門的な知見を踏まえ、早期発見・早期対応を徹底したり、さらに一歩進めて発生を予測したりするなど、問題を起こしそうな（課題のある）児童生徒を念頭において行われる問題対応型の予防

- ② 「教育的予防」：問題を起こしそうな児童生徒に特化することなく、また当面の問題のみならず将来の問題にも対応できるよう、すべての児童生徒が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行われる健全育成型の予防

学校や児童生徒の状況に応じて、①か②かを考えます。②のつもりで①、①のつもりで②、といったことのないようにしましょう。

（生徒指導リーフLeaf.5「教育的予防」と「治療的予防」より）

児童生徒の変化・サインへの気付きと的確なアセスメント

児童生徒の変化やサインに気付く方法

- 児童生徒の変化やサインに気付くためには、児童生徒と触れ合う機会を意図的に多くするとともに、各教科担任・部活動顧問（中・高等学校）、養護教諭等から担任に、児童生徒の情報がすぐに入るような情報連携ネットワークを確立する必要がある。

- ◆ 児童生徒の変化やサインに気付く方法の一つとして、いじめ防止の観点から実施している**悩みごと調査などのアンケート**を実施し、児童生徒の人間関係や個々の問題の把握に努めている。実施回数は、学期1回、年5回、毎月など、様々であるが、大切なことは、児童生徒が正直に事実を記入するよう、意識付け等を工夫することである。
- ◆ 学級集団を客観的にとらえ、そこから児童生徒一人一人の理解と対応方法など、今後の学級経営に役立てるために、Q-U^{*}等を活用している学校もある。

※注 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」という標準化された心理検査。学級満足度尺度と学校生活意欲尺度の二つから構成されている。

個別指導記録等の作成と的確なアセスメント

- 不登校対策において、学校の組織として**的確なアセスメント**（児童生徒の状況や必要としている支援などを適切に見極めたり、判断したり、見立てたりすること）を実施することが重要である。そのためには、児童生徒に関わる情報を可能な限り正確に集約すること、**個別指導記録等**を作成し、経過を追って集積すること、個別指導記録等を活用して校内の共通理解を図り、指導体制を確立していくことなどが望まれる。

- ◆ **個別支援シート**【巻末：参考資料①】
比較的簡易に作成し、視覚的にとらえることができるため、支援の視点が明確になるとともに、組織的に対応することができるなどの利点がある。
- ◆ **不登校児童生徒支援計画書**【巻末：参考資料②】
指導・支援の経過が共有できるものが必要であるため、作成する。不登校の段階を初期・中期・後期・再登校期の4段階に分け、本人の状況、支援策・分担・期間、今後の支援方針等を記入し活用することができる。
- ◆ **カレンダー形式の指導支援計画**【巻末：参考資料③】
多忙な中での情報の累積と共有化を図るために、短時間に必要最小限の情報を時系列に記入するもので、関係教職員が気軽に目を通すことができる。
- ◆ **個別対応一覧表**【巻末：参考資料④】
「今実践していること」、「これからできること」を学級・学年・全体の3項目に分けてまとめたもので、簡単に作成することができ、見やすいなどの利点がある。

個別指導記録等の作成・活用のポイント

- 個別指導記録等の作成及び活用のポイントには、次の点があげられる。

- ① 「何のために作成するのか」（作成のねらい）を明確にする。
- ② いつ、どのような働きかけをしたかなど、時系列に客観的な事実を記述する。
- ③ 保護者と共通する問題意識の下で連携して支援できるようにするため、家庭での様子などを保護者に確認して作成する。
- ④ 必要に応じて、SC、SSW等の専門的な判断も指導に生かせるよう配慮する。
- ⑤ 記録は月毎に管理職に提出したり、生徒指導委員会等での情報共有や対応策の検討に活用したりするなどして、支援方法の見直し・改善を図る。
- ⑥ 家庭や関係機関等との連携を図る際にも、積極的に活用する。
- ⑦ 個人情報の保護には十分配慮し、情報管理を徹底する。

コーディネーター役の教員の明確化と積極的な働き

■ コーディネーターの3つの関わり

- 不登校対応のコーディネーター役の教員には、次の**3つの関わり**が求められる。
 - ① 管理職、学級担任、養護教諭、児童生徒、保護者等への連絡など、**個人に対する直接的な関わり**
 - ② 教職員同士、教職員と管理職、児童生徒と教職員、保護者と教職員の関係など、**人と人との関係を調整する関わり**
 - ③ 不登校対策委員会、事例研究会など、教育相談体制をつくるとともに、学校とSCや関係機関とを結び、相談のネットワークを広げるなどの**連携・協働する関わり**

■ コーディネーターの位置付け

- コーディネーター役の教員については、学校の実態等に応じて、①生徒指導主事や教育相談担当、②養護教諭、③特別支援教育コーディネーター、④管理職等が、その役割を担うことが多い。

◆ 生徒指導主事のリーダーシップ

中学校においては、生徒指導主事が不登校生徒の状況や担任等による指導の状況等を細かく把握し、担任を孤立させないように学年組織を動かしたり、直接支援したりしている学校が多い。

◆ 特別支援教育コーディネーターによる不登校対応

特別支援教育コーディネーターが不登校対応の中心になっている中学校がある。望ましい人間関係づくりのためのグループエンカウンターの実践や校内研修の企画運営、別室登校の生徒たちへの支援などに当たっている。特に、別室登校の生徒たちへの支援については、基本的な考え方、運営の仕方、最終的な目標等について、全教職員で共通理解を図っている。また、運営については、教科担当教員との連携を密にし、組織的・計画的な学習支援を行っている。

■ コーディネーターの具体的な役割

- 不登校対応のコーディネーターには、前述のように様々な人々を結び、学校と家庭をつなぎ、専門家や関係機関との橋渡し役となり、学校組織の中に教育相談体制をつくるという幅広い活動が期待される。さらに、コーディネーターが果たすべき具体的な役割については、次のようなものがあげられる。

- ① 情報交換・協議の場としての委員会（生徒指導委員会、不登校対策委員会等）の企画・運営
- ② 事例研究会、校内研修の企画・運営（より具体的・専門的対策が必要な場合）
- ③ SCやSSW等との連携
- ④ 異校種及び関係機関等との連携
- ⑤ 家庭・地域との連携 など

- コーディネーターの人選やその機能については、学校の状況（学校規模や教職員体制等）によって柔軟な対応が求められる。また、仕事内容を考えると、1人では負担荷重な面があるので、校内担当と校外担当を分担したり、複数の教職員による協働作業にしたりするなど、工夫も必要である。

不登校対策委員会等による組織的な対応

■ 不登校対策委員会等の必要性

- 全校的な指導体制を基盤にして、不登校への効果的な対応を進める中心的な指導組織をもつことが必要である。その組織は、学校規模や当面する課題等によって異なる面をもつものと考えられる。学校によっては、生徒指導部や教育相談部などが担当する場合もあるが、**不登校対策委員会等**が組織され、校務分掌を横断した組織編成をしている学校も増えてきている。
- 不登校対策委員会等による、児童生徒の個別的・具体的な指導や支援としては、次のような点に配慮することが求められる。

- ① 不登校児童生徒の学習面、心理・社会面、進路面、健康面など多面的・多角的に児童生徒理解を深め、的確なアセスメントを実施する。
- ② ①を基本に、不登校解決に向けた個別的・具体的な指導計画を作成する。
- ③ 不登校解決に向けて複数の教職員、SCなどから構成される支援チームを編成する。定期的に支援チーム会議を開き、個別指導の状況把握を行い、効果的な指導・支援が展開されるよう工夫・改善を行う。
- ④ 学期末や学年末に、支援チーム等による総括的な評価を実施し、目標の達成度や今後の指導の課題を明確にする。

■ 不登校対策委員会等の効果的な運営

- 不登校への対応は、その児童生徒の状況等により異なる。例えば、特別支援教育との関連がある場合は、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当等を、学習面に要因がある場合は、教務部や学年会のメンバー等を、進路意識の醸成、進路選択に関する児童生徒・保護者のニーズに応える援助を行いたい場合は、進路指導部のメンバー等を組織に位置付けることによって、対応はより機能的になると考えられる。

◆ F中学校では、生徒指導委員会とは別に、週1回「**心の支援委員会**」という不登校対策会議を開催している。次の点を考慮しながら、効果的な運営に努めている。

- ① 不登校生徒の事例に絞って協議して、情報の共有化、不登校生徒への対応策について共通理解を図り、組織的に取り組めるようにする。（単なる情報交換の場にならないよう配慮する。）
- ② 委員会のメンバーを必要最小限にする。必要に応じて、メンバーを追加する。
- ③ 取り上げる事例を絞り込むとともに、事例の検討から出される情報（不登校の原因、対応策、教職員がとるべき行動目標等）を具体的に全教職員に提供できるようにする。
- ④ 委員会から発信される情報は教職員にとって役立つものだと理解されるようになれば、委員会のメンバーが、意欲的に取り組むようになる。

◆ 事務職員、用務員、司書補等の職員が、別室登校や部分登校の不登校生徒に対し、日常的な声かけ・励ましを行うとともに、一緒に作業を行ったり、学習を行ったりするなど、それぞれの立場から児童生徒との関わりを大切にしていく中で、効果を上げている中学校もある。



児童生徒の実態に応じた段階的な指導・支援

■ 目標のスモール・ステップ化

- 不登校の児童生徒への対応については、当面の目標達成に向けて、今できるところから段階的に目標を設定し、一つずつ進めていくことが重要である。**目標のスモール・ステップ**のメリットは、対象の児童生徒に必要以上の負担をかけず、一人一人に応じた働きかけが可能であること、必ず乗り越えられるステップを設定することで、一つずつ目標をクリアするたびに、児童生徒が成功体験を重ねていくことができるなどである。目標は、対象の児童生徒の情報を交換しながらチームで検討する。

■ 段階的な指導・支援

- 学校に足が向きつつある不登校児童生徒への対応として、保健室登校→カウンセリング室登校→学年資料室登校→教室など、段階を追って教室登校ができるようにする取組や、放課後登校、部活動登校、昇降口登校など、児童生徒の実態に応じた登校スタイルでの取組などの**段階的な指導・支援**が必要になる。
- 児童生徒にとって、家庭から学校、昇降口から保健室、保健室から教室へと、この一つ一つのステップを踏み出すには大変な勇気とエネルギーが必要である。**不登校**の児童生徒がやっとの思いで登校してきたにもかかわらず、他の生徒からからかい等を受けたり、教職員の過剰な気遣いや励ましのために、かえって圧迫感を覚えたりして状況が悪化してしまう場合がある。学校としては、①温かい雰囲気の下に自然な形で迎え入れられるよう努める。②あせらずに徐々に学校生活への適応力を高めていくよう工夫する。③コーディネーター役の教職員を中心に、校内で絶えず連携を図る。④友人の手助けを借りるなどの対応が必要になってくる。

■ 別室登校による対応



- 不登校児童生徒の別室登校については、各学校において工夫した取組が行われている。個別の時間割を作成し、教職員が積極的に学習支援をしている事例が多い。部屋のレイアウトを工夫し、個別の学習ブースを設置している学校もある。

- ◆ G中学校では、別室登校用の**出席掲示板**を職員室に設置し、出欠の状況が一目で分かるようにするとともに、生徒に自己決定させるために**学習計画表**を作成させるなどして、別室登校での学習支援を計画的・継続的に行っている。
- ◆ H中学校では、保健室登校の生徒に対し、養護教諭以外に、毎時間1名の教職員が指導に当たっている。生徒の要請があれば、別室で授業も行っている。さらに、事務職員が声をかけたり、用務員が一緒に作業を行ったりして全教職員で関わっている。

■ 学年副担任の役割



- 別室登校をする児童生徒への指導については、別室が児童生徒にとっての「安住の地」となってしまい、別な問題を引き起こすケースも見られる。

- ◆ I中学校では、別室登校の場として「学習室」を設置し、支援を続けていたが、学習室が自由に出入りができる居心地のいい場所ととらえる生徒が多くなり、学習室での狭い人間関係に起因するストレスやトラブルが見られるようになった。そこで「学習室」を廃止し、当該生徒との関わりをもつのは学級担任を最優先とするが、各学年の**副担任が生徒の登下校の状況、居場所等を常に把握し、支援に当たるシステム**をつくり取り組んでいる。副担任が生徒の指導に当たり、生徒の様子については記録簿に記入してコーディネーター役の教員に提出し、担任への情報提供につながるようにしている。

養護教諭の専門性を生かした不登校への対応

■ 養護教諭が果たす役割

- 児童生徒の中には、対人関係からくるストレスや、言葉にできない悩みや不安が心にあり、それが身体症状（頭痛・腹痛）になって現れ、保健室を訪れる場合が少なくない。このように養護教諭はその職務の特質から心身の健康問題を発見しやすい立場にある。身体症状の訴えがあった時には健康観察の結果や保健室の利用状況などと合わせて、情報収集し、その情報を整理してその子の身体症状の訴えの背景にある問題を分析し、対応することが大切になる。そのような観点から、養護教諭の行う健康相談が生徒指導上の諸問題や不登校の未然防止に果たす役割は大きいと言える。

■ 養護教諭の不登校への対応

- 養護教諭が保健室等での関わりの中で不登校傾向にある児童生徒に気付き、校内組織に情報を発信し共有することにより、組織としての役割分担や支援計画が明確となり、学校全体の取組が一層効果的に推進されることが期待できる。

◆ 養護教諭の不登校への対応

- ① 不登校の背景の理解
不登校には様々な要因があり、精神疾患や発達障害など医学的要因が関与しているなど様々なケースがあることも念頭に置き、多方面から情報収集し、その理解に努める。
- ② 医療機関等との連携
不登校の背景に何らかの疾患や障がいがあると考えられる場合は、受診の必要性の判断や地域の関係機関との連携等において、専門的な観点からコーディネーター的役割が求められる。
- ③ 保護者との面談
保護者への働きかけは、追い詰めることなく不安や悩みを受け止めることを心がけ、気軽に相談できるようにする。保護者が相談しやすい教職員として養護教諭やSCなどを窓口にすることも有効である。また、面談や家庭訪問に養護教諭も同行するかなどについては、本人の状態、年齢、性別、家族の状況等を考慮して判断する。

■ 養護教諭の保健室登校への対応

- 保健室等での働きかけは、児童生徒が不登校状態となる前の段階においても、また、別室登校の居場所として不登校児童生徒の学校復帰のきっかけとなるなど、その果たす役割は大きい。

◆ 養護教諭の保健室登校への対応

保健室登校は一部の教員とコミュニケーションは取れるが、クラスで過ごすことが困難な場合や、不登校状態から再登校を目指す場合などのケースがある。

- ① 保健室登校実施に当たっての確認事項
 - ・本人が保健室登校を望んでいるか。
 - ・保護者が保健室登校を理解しており、協力が得られるか。
 - ・全教職員の共通理解及び協力が得られるか。
 - ・保健室登校に対応できる校内体制が整っているか。
- ② 指導のポイント
 - ・保健室にいることで安心感が得られるようにするとともに、初期には児童生徒との信頼関係を深めるようにする。
 - ・支援計画を立て、保健室登校を学級担任と養護教諭だけに任せることなく、全教職員が学校体制の中で取り組んでいく問題であるという共通認識を持ち、役割分担を行って対応に当たるようにする。
 - ・児童生徒の様子を見ながら、できそうなことを試みるとともに、情緒が安定してたら、担任と相談して学級へ戻すタイミングを見計らう。

■ コーディネーターとしての役割

- 養護教諭は、専門的な観点から、健康相談の必要性の判断、受診の必要性の判断、地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターとしての役割なども求められていることから、**不登校対応のコーディネーターとしての役割**を担うことも可能である。その場合、管理職も含めた全教職員の共通理解と校内のサポート体制づくりがしっかりできているなどの配慮が必要である。



スクールカウンセラーの効果的な活用

■ 各種会議等での助言・指導

- 不登校児童生徒の状態や支援の在り方について正しいアセスメントを行い、情報や対応策を共有化するためにも、学校ではできるだけ生徒指導委員会等の定例会にSCが参加することが重要である。校内における生徒指導上の課題や、問題を抱える児童生徒の理解にSCの指導・助言を受けており、効果を上げている学校もある。
- SCの専門性を生かす手立ての一つとして、校内研修でのSCの活用があげられる。「個を大切にする」「背景を理解する」など臨床心理学的な視点が、教職員の児童生徒の理解の幅を広げ、結果的に問題行動の予防効果が高まった例も見られる。また、特別支援教育に精通しているSCも多く、児童生徒への対応に大変役立っているとの話も多く聞かれる。

- ◆ J中学校では、勤務時間の関係で週1回実施の生徒指導委員会には出席していないが、関係教職員へのコンサルテーションを重視するとともに、月1回実施する不登校対策委員会に参加してもらっている。
- ◆ K中学校では、夏季休業最終日に生徒指導研究協議会（全教職員参加）を実施し、SCを講師に迎え、不登校等の事例研究を通して研修を深めている。

■ コンサルテーションの重要性

- 学校における「コンサルテーション」とは、教職員や保護者に対し、臨床心理の専門家であるSCが様々な形でアドバイスを行うことである。例えば、ある生徒から相談を受け、その生徒への対応のことで教員といろいろと話し合っているとしたら、それはすでにコンサルテーションを行っていることになる。コンサルテーションは、教員を介した児童生徒への間接的な援助とも言える。

- ◆ あるSCは、SC活用の最大のポイントとして、「SCのコンサルテーションの重視」をあげた。この中学校では、コンサルテーションを週1回開催し、そこには学級担任だけでなく、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等も必ず参加している。1つの問題に対し、複数の教職員が話し合うことで、1人の教職員の責任ではなく、同じ意識をもって、みんなで取り組んでいるという指導体制がつくられることになる。この方式を続け、この中学校では、現在不登校生徒数が激減している。
- ◆ L中学校では、SCのコンサルテーションについては、毎回生徒指導主事が受けたかたちをとっている。SCの相談記録（教職員への今後の対応についてのアドバイスが具体的にまとめられている。）の該当部分のコピーを関係する教職員に配付している。さらに詳しく聞きたい教職員は、SCに直接聞く体制をとっている。

■ 活用の工夫と弾力的な運用

- 勤務時間の制約等を考えると、学校としてのSC活用のビジョンを明確にするとともに、「週6時間ではしょうがない」から「週6時間をどう生かすか」という発想の転換が必要であり、学校の実態に即した活用の工夫及び弾力的な運用が求められる。

- ◆ M中学校では、1日6時間勤務のところ、2日間を7時間と5時間に分けて勤務する形をとっている。7時間勤務の際に、生徒指導委員会に出席したり、教職員へのコンサルテーションを重点的に行ったり、家庭訪問を行ったりしている。
- ◆ 中学校区の小学校への対応を定期的に実施する意味で、年間30週の勤務日のうちの10日間を小学校に派遣し、小学校における問題に対応する「小・中学校連絡配置」を実施している地区もある。小学校時代でのSCによる働きかけが、中学校段階での問題出現の抑止力になるケースも数多く見られる。

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用

■ SSWとは

今、学校現場では、学校が把握しにくい個人や家庭状況（虐待、障がい、経済的貧困、家族関係等）への専門的な対応が必要なケースが増えている。不登校やいじめ、長期欠席、非行や暴力行為といった問題行動には、自身の問題だけでなく、その家庭や学校、地域の中での環境に起因することがあることから、児童生徒と取り巻く環境との関係を改善するソーシャルワークの視点が重要性を増している。

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、学校だけでは解決できにくい課題に対して、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の生活等に目を向け、その環境改善に向けた支援を行う、教育現場に福祉の視点を取り入れる専門家である。

■ SSWの支援・解決の視点

SSWは、学校内の問題に対し、次のような支援・解決への視点をもって活動に取り組んでいる。

- 児童生徒が置かれている個と環境の相互作用に着目すること。
- 学校内あるいは学校の枠をこえて関係機関と連携すること。
- 支援チーム体制を推進すること。
- 児童生徒の最善の利益を大切にすること。

- 校長の指導・監督の下、次のような活動を主に行っている。

① 学校や教育機関での面談や訪問活動

問題行動に起因する子どもの家庭環境や状況等に関する情報収集と、具体的な援助の糸口をつくるために本人理解を行う。

② 関係機関へのつなぎ（連絡、代弁、介入、調整）

子どもの相談相手や一緒に活動するという直接的支援とともに、保護者や教職員のニーズの代弁、問題解決に向けた情報の提供、地域機関との連携、児童福祉や障がい者福祉、地域福祉等との関係・調整などの間接的支援を行う。

③ 問題解決への関わり（支援体制構築）

支援チーム会議（ケース会議）等で社会福祉的視点に立った問題解決に向けた働きかけを提案し、学校、家庭、関係機関等が連携して活動できるように支援する。

■ 具体的な支援の成果（例）

【事例】経済的貧困を背景とする虐待から不登校になった生徒に対してのケース

N中学校では、解決の見通しが持てない不登校生徒への対応について、校長の指導のもと、SSWの派遣を要請しケース会議を開催した。ケース会議では、SSWの助言を受けながら、当該生徒を取り巻く問題等の情報共有化を図るとともに、家庭へ働きかける際や登校した際の各教職員の役割を明確にするなど、校内支援チームの体制を整えた。

同時に、SSWはケース会議で得た情報から、不登校の原因が家庭の経済的貧困を背景とした虐待であるととらえ、学校とともに家庭相談センター、民生委員、保健福祉課（行政）、福祉事務所などをつなぐことに努めた。連携を働きかける中で、当該生徒の家庭状況や生活状況に関する情報を収集し、経済面（生活保護の受給）や医療面などの社会福祉的側面からの支援ができたことで、生活環境の改善が図られていった。家庭生活が安定してきたことから親子関係が良好になり、徐々に登校できるようになった。

■ 学校内での体制づくり～効果的な活用を図るために～

- 問題解決に向け、校内で組織的に対応することが不可欠である。子どもの問題行動の状況に応じて支援チーム会議を開催し、SCや関係機関職員の参加も得て、解決に向けたアセスメント（見立て）とプランニング（計画、具体的な手立て）を行う。

① SSWと学校とのパイプ役となる校内担当者の位置付け（連絡、調整、情報交換及び情報共有）

② 校内担当者の役割

- ・子ども及び保護者、教職員、関係機関等からの相談受付
- ・相談活動に関する具体的な計画立案、調整
- ・情報管理
- ・支援チーム会議開催

③ 定期的な支援チーム会議の開催

- ・未然防止、早期発見の視点から
- ・校内担当者を通じ地域関係機関等へ出席要請

④ 相談援助活動の充実

- ・SSWが校内で情報収集するための手段の確保
- ・できるだけ相談者本人が参加できるような会議の設定

きめ細かな対応による家庭との連携

■ 家庭への働きかけの重要性

- 児童生徒が不登校になったとき、保護者も大きな悩みや不安を抱えることになる。そのため、学校として保護者の心を支え、保護者がその役割を適切に果たすことができるよう支援し、**保護者と共に取り組む姿勢**が重要である。そのためにも、保護者の話に耳を傾け、対応策と一緒に考えたり、保護者が要望等を伝えやすい雰囲気づくりに努めたりする必要がある。

■ 家庭訪問実施上のポイント

- 保護者への働きかけの一つとして、**計画的・継続的な家庭訪問の実施**がある。家庭訪問のポイントとして、次の点があげられる。

- ① 必要に応じて、学年主任等が担任と一緒に家庭訪問する。
- ② 本人、保護者に会えない場合は、手紙等をポストに入れる。
- ③ 原則として、学校行事等、学校の情報は遺漏のないよう伝える。
※ 状況によっては、学校の話題に触れることを望まない場合もあるので、確認をしっかりとからにする。
- ④ 不登校の状況や保護者・児童生徒のニーズなども踏まえ、不登校解消のための多様な選択肢を情報として伝えるようにする。
※ 関係機関を紹介する場合、「学校から見放された」という感覚を抱かせないよう配慮する。
- ⑤ 家庭訪問が逆に事態を悪化させることがある。あくまでも状況に応じて弾力的に行うよう十分留意する必要がある。

■ 保護者相互のネットワークづくり

- SCやSSWが保護者に直接関わって不登校を解決した事例が増えてきている。それぞれの役割を把握し積極的な活用を図りたい。さらに、同じ悩みを持つ保護者同士が、本音で話し合うなどの交流を持つことも、子どもへの関わり方のヒントを得ることや、先の見通しをもつことができるなどの点で、保護者の心の支えとして有効である。そのため、「**親の会**」の結成を促し、保護者相互のネットワークづくりを推進することが期待される。

- ◆ ○中学校では、**不登校相談会（ホットとする集い）**を開催し、不登校傾向の生徒をもつ保護者の悩みの共有化を図っている。特に、かつて不登校生徒をもった経験のある卒業生の保護者による講話が大変有効であった。

■ 対応が困難な家庭との連携及び信頼関係づくり

- 保護者の中には、なかなか連絡がとれないなど、対応に苦慮する場合もある。家庭訪問することが、かえって事態を悪化させてしまうこともある。保護者が望む家庭訪問の仕方や、場合によっては、家庭訪問以外の連携の取り方などを、保護者とともに考えることも大切である。また、**関係機関との連携**を図り、家庭への介入方法を検討していく必要もある。

- ◆ ○中学校では、保護者全体に対して、次のような手立てを講じながら学校に目を向けさせていく働きかけに力を入れることにより、学校に協力的でない家庭や連絡がとれない家庭との連携に取り組み、効果をあげている。

- ① 学校・学年だよりの発行やWeb掲載等により、学校の様子を伝えるとともに、学校を大いにPRする。
- ② 親子で参加できる行事等を増やし、学校に足を運ぶ機会を多くする。
- ③ 保護者へのアンケート調査を実施し、意見等を真摯に受けとめ改善を図る。

関係機関とのより機能的な連携

■ 関係機関の機能に
あった連携

- 不登校が多様化・複雑化している現在、児童生徒の実態に応じて**関係機関の機能に
あった連携**を図っていく必要がある。そのためには、関係機関の役割を校長、教頭、担任等が理解していることが重要である。特にコーディネーター役の教職員は、関係機関の業務内容、連携方法、場合によっては必要とされる経費などを知っていることが必要である。また、学校は関係機関に、学校ではそれぞれの時期にどのような活動がなされているか、例えば、学校行事、定期テスト、進路説明会等の日程を伝えることが必要である。

■ 教育支援センター（適応指導教室）

教育委員会が、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う。

■ 教育相談所・教育センター・大学の相談機関

主に週1回程度、児童生徒や保護者への不登校に関わる面接相談などを行う。

■ 児童相談所

不登校について、子育ての悩みや児童虐待の面からの相談を行う。

■ 福祉機関

家庭環境や経済的な問題等に関連する不登校問題についての相談を行う。

■ 医療機関・保健所・精神保健福祉センター

保健所、精神保健福祉センターでは本人、家族を対象とした相談事業を行う。医療機関では精神・身体症状が出現した時の診療を行い、不登校の原因が精神疾患や軽度の発達障がいによる場合は、その治療も行う。

■ 児童自立支援施設

不登校状態であっても触法行為が顕著な場合、保護者の了解の下、集団生活を通して、自立を促すための対応をする。

■ 人権擁護機関（法務局等）

不登校の背景にいじめ・体罰・近親者による虐待などの人権問題が存在する疑いがある場合の相談に対応する。事案に応じて、法律上の助言、法律扶助に関する斡旋、関係者間の調整、関係機関への通報・告発等適切な措置を行う。

- 学校は、教育委員会との連絡を密にするとともに、各地区で開催される連携ネットワークの会議や既存の連絡協議会など、様々な機会に関係機関等と情報連携を図り、関係機関の方針等について理解を深めておくことも大切である。

◆ Q教育委員会の**教育相談員**は、多くの児童生徒、保護者と関わっている。図書館と併用になっている町の相談室が、児童生徒の「居場所」となっている。相談員が戦略的に具体的な方策を立てて対応している。学校との信頼関係も強く、校長には相談員から随時情報が入るシステムになっている。

◆ R適応指導教室では、指導員と学校に配置されているSCが太いパイプで結ばれ、きめ細かな双方向の支援がなされており、効果を上げている。

◆ S教育委員会では、指導が困難で複数の関係機関による支援が必要な場合、教育支援センター、心療内科、児童相談所、警察、民生児童委員、児童福祉課等からなる**サポートチーム**を編成し、連携しながら対応している。また、T教育委員会では、教育委員会が主体となり、地区内の中学校及び小学校の学校代表者、SC、町の福祉関係機関の代表等からなる**「不登校対策会議」**を開き、不登校児童生徒及び保護者への地域ぐるみでの支援体制づくりを推進している。

■ 教育委員会が
主体となった
連携の推進■ 連携を考える際の
二つの視点日頃から顔の見え
る関係の構築を

警察等との連携を考える際には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識しましょう。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃から交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

（生徒指導リーフLeaf. 12「学校と警察等との連携」より）

不登校児童生徒の増加が 予想される時期における重点的な対応

■ 不登校児童生徒の 増加が予想される 時期

○ 【資料 I・II】は、平成24年度県内公立小・中学校における不登校児童生徒数等の月毎の推移を示している。進級して早い時期に、不登校になる児童生徒が多いことが分かる。また、夏季休業明けの9・10月に増加していることも特徴である。したがって、3～4月の学年接続の時期及び1年のスタートである4月の取組や2学期当初に学校への不適応傾向を示す児童生徒への対応について、万全を期す必要がある。

■ 年間を見通した ポイントとなる 時期

○ 不登校児童生徒の増加が予想される時期及び対応は、次のとおりになる。

① 3～4月の学年接続の時期及び1年のスタートである4月

- 小・中学校の連携強化、綿密な情報交換
- 児童生徒のきめ細かな実態把握と人間関係を配慮した学級編制
- 学習・生活習慣づくり、望ましい人間関係づくり
- 校内支援体制の構築（コーディネーターの位置付け、役割分担の明確化など）
- 分かる授業・学ぶ喜びを味わえる授業の実践

② 学校生活への慣れ及び不適応から問題が発生しやすい5～6月

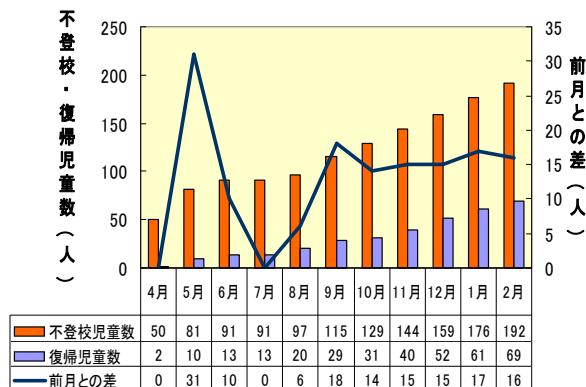
- ゴールデンウィーク後の対応
- 休みがちな児童生徒への支援と家庭との連携強化
- 悩み・友人関係等についての実態調査の実施
- 的確なアセスメントとチームによる対応、SC、SSW等との連携
- 分かる授業・学ぶ喜びを味わえる授業の実践、個に応じた学習支援
- 不登校児童生徒への重点的な働きかけ（家庭訪問、登校体験、学習指導等）

③ 夏季休業中及び夏季休業後（不登校児童生徒が再び増える時期）

- 休業中の児童生徒の動向把握、部活動が終了した生徒への支援の強化
- 学習面・生活面の見直しと改善
- 友人関係等の再調査の実施と集団活動の積極的な推進
- 不登校児童生徒へのチーム対応による戦略の見直し、段階的指導・支援
- 分かる授業・学ぶ喜びを味わえる授業の実践、個に応じた学習支援

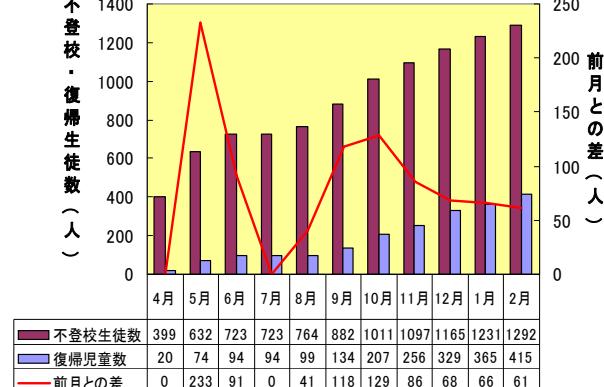
【資料 I】

平成24年度小学校不登校児童数月別状況



【資料 II】

平成24年度中学校不登校生徒数月別状況



中1ギャップ解消に向けた小・中連携、小・小連携

■ 小・中学校間の指導のズレを埋める手立て



- 「中1ギャップ」を解消するためには、小学校6年生が中学校生活の具体的なイメージを持って入学することが重要である。そのためにも、小学生及び小学校教職員に對して、中学校のきまりなどをしっかり理解してもらい、小・中学校間の生徒指導のズレを埋めていく手立てを講じていかなければならぬ。

- ◆ どの中学校でも実施されている「新入生体験入学」について、早い時期（11月）に実施したり、内容を工夫したりしている事例が多く見られるようになった。
【例】中学校教員による授業（国語・社会・数学・理科・英語の5教科から2教科を選択）の実施、部活動の体験、清掃活動見学、合唱部・吹奏楽部の発表、生徒会役員による中学校生活についての説明、事前アンケート調査の実施と回答など
- ◆ U中学校では、中学校生活についての資料及び学習の手引きなどを小学校に配付し、小学校で指導してもらうようにしている。

■ 生徒指導に関する情報交換

- 新入生に関する小・中学校の情報交換については、できるだけ早い時期に、より具体的な話合いになるようにし、その上で中学校では、**十分に時間をかけて学級編制**を行い、適切に学級担任を配置することが重要である。また、担任だけでなく、管理職、生徒指導主事、養護教諭等の**各レベルでの情報交換**を行ったり、生徒指導に関する情報交換を年度末だけでなく定期的に実施したりする取組も増えている。

■ 教職員の交流・授業に関する交流



- 「連携は、まず教職員の円滑な人間関係が出発点である」という認識が重要なことから、小・中学校の教職員間の交流を深めていく必要がある。

- ◆ V教育委員会では、年度当初同じ中学校区の小・中学校の教職員全員が顔を合わせる懇談会を設定している。また、W中学校では、夏季休業中に学区の小学校教職員との合同研修会を開催し、教職員間の交流を深めている。
- ◆ X教育委員会では、小・中連携の中核をなす授業研究において、9年間継続して取り組む具体的な実践事項を設定している。中学校3年生担当教員による小学校6年生の授業参観、中学校の英語教員による小学校での外国語活動の授業実践など、授業を通した交流も行われている。

■ 行事（児童生徒）の交流

- 行事の交流については、共通のめあてをもち、それを達成するために子ども同士が向き合い、協力し合うような行事の在り方を検討するとともに、コミュニケーションスキルを意図的に教育活動に組み入れて育成していくなど、ねらい等を明確にしながら取り組む必要がある。小学校の学習発表会や中学校の文化祭等への参加はもちろん、地域美化活動のボランティア活動や芋煮会等を実施し、交流の輪を広げている地区もある。

■ 小・小連携の推進

- 複数の小学校から中学校に入学する場合、小規模校出身の生徒が不適応を起こし不登校になる傾向が見られるため、教育委員会が主体となって**小・小連携事業**を進めている地区がある。小学生の合同宿泊学習や「先輩に学ぼう」（夏季休業中に中学生を招いての学習会）、合同外国語活動等を実施し、中学校生活への戸惑いを取り除き、好ましい人間関係づくりを支援している。

児童生徒が登校したくなる魅力ある学校づくり

「居心地のよい空間づくり」総合対策による心の居場所づくり

◆ Y中学校では、人間関係がうまく築けず孤立あるいは孤立に近い状況になっている生徒が各学年による現状から、孤立しがちな生徒及び周囲の生徒に人間関係形成力が育つよう、学校ぐるみで生徒にとって居心地のよい学校づくりに取り組むことにした。まずは、行動を起こさなければならないと考え、「『居心地のよい空間づくり』総合対策」と称し、生徒指導部、現職教育部、道徳教育部、特別活動部が意見を出し合って、次のような「居心地のよい空間づくり」の総合対策を立ち上げ、実践している。

① 「Y中学校の学び」推進プログラム

授業の質的改善を図るため、次の取組を全教科・全教職員で実施し、毎月1回授業研究会を実施する。

- 個人の活動の場を設ける。(生徒一人一人の学びの保障、自分の考えをもつ場)
- 協同的な学びの場を設ける。(4人1組やペアでの話し合い活動や共同作業の場)
- 自分の考えを表現する場を設ける。(自分の考えを深めたり広げたりする場)

② 学級集団づくりの工夫

短学活の活用、生活班の活動支援、グループエンカウンターの実施など

③ 道徳の時間の指導の充実

35時間の完全実施、指導内容の重点化(集団生活の向上、友情、個性尊重等)

「Z中学校パワーアッププロジェクト」を通した絆づくり

◆ Z中学校では、生徒が全体的に周りを見ながら行動する傾向が強く、出る釘は打たれるというような雰囲気が感じられた。Q-Uの結果からも、自己存在感・自己有用感を感じていない生徒が多いことが分かった。これを喫緊の課題ととらえ、学校全体を元気にするために、「Z中学校パワーアッププロジェクト」を策定し、実践している。まずは、4月に校長が全校生を対象にプレゼンテーションを実施した。

◎ Z中学校を更によくするための『4つの秘訣』

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 全校生徒の意識を変える | ② Z中学校のシステムを変える |
| ③ 力を合わせ、みんなで取り組む | ④ 反省を次の活動に生かす |

◎ Z中学校を元気にする『3つの提案』

① 「時間割」を変える

昼休みを10分延ばす、25分間のモジュール授業実施(月～木の6校時)、全校総合の実施(金6校時)、放課後の時間を早め部活動の時間を充実させる。

② 「学校行事」を変える

文化祭を2日間実施とし、2日目は整備の充実している文化センターを使用、親子芋煮会の実施、地区の小学校との合同行事・授業参観の実施

③ Z中学校の「元気」を応援する

応援団が「学校の星」として生まれ変わる(リーダーの育成)、学校賞の設定(功労賞、善行賞、皆勤賞)

「絆づくり」と「居場所づくり」の違い

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言えます。

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、児童生徒はそれを享受する存在と言えます。

(生徒指導リーフLeaf.2「絆づくり」と「居場所づくり」より)



平成 年 月 日

個別支援シート【記入例】

年組番	生徒氏名	担任名
-----	------	-----

支援目標 高等学校や将来に向けての夢や希望をもち、語れるようにする。

共通理解を図っておかなければならぬ支援目標を最初に記入する。

・母親の気持ちを十分受け止めながら聞く。
・急激な登校刺激は控える。

学級担任 ←→ 管理職

母親

・本人の意思を尊重する。
・母親の進学に対する思いを語る。

父親

・父親の進学に対する思いを語る。

中学3年 男子生徒

週1回の家庭訪問 (本人の興味ある話を中心)

・母親を支えてほしいこと、本人に関わってほしいことを伝える。

人間関係力を育成するための支援

学年主任

生徒指導主事

S C

子どもの自立支援に関するカウンセリング

当該生徒を中心におき、各関係者からの支援等をウェビング^{*}の手法で記入する。

実際に行う具体的な手立てや配慮事項について記入する。

※「ウェビング」とは、蜘蛛の巣のように巣を張りめぐらす形で学習活動を展開していくこと。

具体的な手立て・配慮事項	・趣味の話を中心に関係づくりに努める。 ・母親の影響が大きいことから、母親への働きかけを重視する。母親の気持ちを受け止めながら、当該生徒が進路について話し始めてから、登校刺激を少し与えることを伝える。 ・S Cによる本人、母親とのカウンセリングを継続するとともに、管理職による父親への働きかけを始める。
自己評価	・家庭訪問をしたとき、自分から「高校にはギタークラブはあるのかな」と話しかけてきた。(高校に対する興味が出てきたか…)
支援を行った結果	具体的な手立てに対する自己評価とともに、気付いた点、児童生徒への願い、新たなリソース等も記入する。次の支援につながるようにする。



不登校児童生徒支援計画書 [No.]

【実施期間】平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

年 組	氏名	不登校の段階	(ケ月目)	欠席状況	日
不登校の原因及び今までの状況等					
観察の観点		精神面 (心理状態・状況判断の能力等)	健康・生活面 (健康状態・生活リズム等)	学習・進路面 (学習状況・将来の夢や希望等)	人間関係・社会面 (友人・家族・教員等との関係)
現在の本人の状況	よいところや改善が見られるところ				
	気になるところや問題傾向				
支援の状況	試してみたいことやそれに対する反応など				
支援方針	【目標】 【方針】 現時点での目標及び支援方針				
支援策・分担・支援期間	今後の支援で試みること				
	役割分担				
	支援期間				

※ 不登校の段階：初期（登校を渋っている段階）、中期（自宅にこもっている段階）
後期（回復傾向が見られる段階）、再登校期（立ち直りの段階）



参考資料③

カレンダー形式の指導支援計画

不登校児童生徒との連絡記録簿 (年 組 番 氏名)
()月 担任名 ()

月	火	水	木	金
日	日	日	日	日
登校 適応指導教室 保健室 欠席 家庭訪問 電話 保護者来校 その他 【メモ】				
日	日	日	日	日
登校 適応指導教室 保健室 欠席 家庭訪問 電話 保護者来校 その他 【メモ】				
日	日	日	日	日
登校 適応指導教室 保健室 欠席 家庭訪問 電話 保護者来校 その他 【メモ】				
日	日	日	日	日
登校 適応指導教室 保健室 欠席 家庭訪問 電話 保護者来校 その他 【メモ】				
日	日	日	日	日
登校 適応指導教室 保健室 欠席 家庭訪問 電話 保護者来校 その他 【メモ】				
本人の変容、家庭の状況など、気付いた点について記載				

今、やっていること これからできること

平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()

氏名	学級で…	学年で…	学校全体で…
○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝母親より電話連絡有。朝起きれずに寝ていることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・○／○ 担任・学年主任で家庭訪問（本人・母親と面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒指導研究協議会で事例研究を実施。

※ 学年主任を中心に組織的に対応をお願いします。学校からの印刷物の配付日、電話連絡日、家庭訪問日等を記録しておくようにしてください。

◆ おわりに…

平成24年度の不登校児童生徒数を見ると、特に中学校と高等学校で前年度よりも増加しています。そのすべてに震災や原発事故の直接的な要因があるとは言えませんが、その影響は否定できません。複雑化する現代社会において、ますます青少年の心のケアの大切さが叫ばれる中、避難生活を余儀なくされている児童生徒が数多くいる福島県においては、より一層心のケアの重要性を認識せざるを得ません。

福島県教育委員会が実施している不登校対策推進事業では、県教育委員会の指導主事が不登校対策で大きな成果を収めている学校や不登校児童生徒の多い学校、また、市町村の適応指導教室を訪問させていただいております。その中で、ある適応指導教室の担当者の心温まる話がありましたので紹介いたします。

「適応指導教室に来る子と話をしていると、心が通じ合い、この子を何とかしたいと強く考えるようになります。その子が徐々に回復し、学校へ足が向くようになっていくと、心からうれしい気持ちになります。子どもは、『もう、来ないからね。じゃあね。ばいばい。』と言って別れますが、普通なら寂しい気持ちにもなると思うのですが、ここでは、それが本当にうれしく感じるんです。」

不登校への対応には、風通しがよく、一丸となって互いをサポートし合える教職員集団づくりと家庭・地域・関係機関等との信頼関係に基づいた連携が必要不可欠です。この適応指導教室のように、多くの方々が支援してくださっていることを実感するたびに、連携の必要性をひしひしと感じております。本資料を、「手をたずさて」と命名した理由はそこにあります。

我々は、児童生徒はもちろん、他の教職員、保護者、地域の皆様、更には関係機関等の様々な人々と手をたずさえながら、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への状況に応じた適切な対応、更には魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが大切なことです。



【参考・引用文献等】

小学校学習指導要領（平成20年3月）・解説総則編（平成20年6月）	文部科学省
中学校学習指導要領（平成20年3月）・解説総則編（平成20年7月）	文部科学省
生徒指導提要（平成22年3月）	文部科学省
生徒指導リーフ	国立教育政策研究所生徒指導研究センター
生徒指導資料第2集 不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－	国立教育政策研究所生徒指導研究センター
指導資料 生徒指導の手引き（平成10年）	福島県教育庁義務教育課
児童生徒の夢がかなう福島の教育の実現に向けてⅢ学校教育ハンドブック（平成14年3月）	福島県教育委員会
不登校対応資料Vol. 1 ストップ・ザ・不登校 不登校への対応について（平成19年度）	福島県教育委員会
不登校対応資料Vol. 2 ストップ・ザ・不登校 不登校対策ポイント7（平成20年度）	福島県教育委員会
不登校対応資料Vol. 3 ストップ・ザ・不登校 手をたずさえて（平成21年度）	福島県教育委員会
スクールソーシャルカウンセラーの効果的な活用のために（平成22年度）	福島県教育委員会
スクールソーシャルワーカーハンドブック（改訂版）（平成24年12月）	福島県スクールソーシャルワーカー協会

不登校対応資料 Vol.4 ストップ・ザ・不登校

手をたずさえて～震災後の不登校対策の改善～

平成26年1月

福島県教育庁義務教育課

TEL024-521-7774 FAX024-521-7968

<http://www.pref.fks.ed.jp/>

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16



※ 本資料は、福島県教育委員会ホームページにも掲載しています。